

(例規 9 8)

陸幕装計第 2 0 3 号
令和 3 年 3 月 2 5 日

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

行動従事のために使用する自衛隊車両の有料道路の無料通行について
(通達)

(装計定第 2 0 7 号)

標記について、令和 3 年 4 月 1 日から下記のとおり実施されたい。

なお、陸幕輪第 6 1 号 (6 1 . 9 . 1) 「災害派遣等のために使用する自衛隊車両の有料道路の無料通行について (通達) 」 (例規 9 8) 及び陸幕輪第 2 2 号 (1 5 . 3 . 3 1) 「災害派遣等のために使用する自衛隊車両の有料道路の無料通行について (通達) 」 (例規 9 8) は廃止する。

記

1 趣 旨

この通達は、防防運第 4 3 4 7 号 (令和 3 年 3 月 2 2 日) 「行動従事車両の高速道路の利用について (通知) 」 (以下「通知」という。) に基づき、行動従事のために使用する自衛隊車両の有料道路の無料通行について必要な事項を定めるものとする。

2 行動従事車両

行動従事車両とは、次の各号に掲げる行動に従事する自衛隊車両をいう。ただし、緊急車両を除く。

- (1) 自衛隊法 (昭和 29 年法律第 165 号。以下「法」という。) 第 76 条に定める防衛出動
- (2) 法第 77 条に定める防衛出動待機命令
- (3) 法第 77 条の 2 に定める防御施設構築の措置
- (4) 法第 77 条の 3 に定める防衛出動下令前の行動関連措置
- (5) 法第 77 条の 4 に定める国民保護等派遣
- (6) 法第 78 条に定める命令による治安出動
- (7) 法第 79 条に定める治安出動待機命令

- (8) 法第 79 条の 2 定める治安出動下令前に行う情報収集
- (9) 法第 81 条に定める要請による治安出動
- (10) 法第 81 条の 2 に定める自衛隊の施設等の警護出動
- (11) 法第 82 条の 3 に定める弾道ミサイル等に対する破壊措置
- (12) 法第 83 条に定める災害派遣
- (13) 法第 83 条の 2 に定める地震防災派遣
- (14) 法第 83 条の 3 に定める原子力災害派遣

3 適用道路

適用道路とは、次の各号に掲げる者が管理する有料道路をいう。

- (1) 東日本高速道路株式会社
- (2) 中日本高速道路株式会社
- (3) 西日本高速道路株式会社
- (4) 首都高速道路株式会社
- (5) 阪神高速道路株式会社
- (6) 本州四国連絡高速道路株式会社
- (7) 地方道路公社
- (8) 都道府県市町村

4 通行要領

- (1) 次の各号に定める要領により行動従事車両であることを明示して通行するものとする。

ア 車両標識

第 83 条の規定による災害派遣、第 83 条の 2 の規定による地震防災派遣及び第 83 条の 3 の規定による原子力災害派遣のため使用する行動従事車両は、別紙第 1 に定める車両標識を、原則として車両前面ガラス内側の左上部に掲げるものとする。ただし、当該左上部に掲げることが不可能な場合又は適当でない場合には、料金所において係員に提示するものとする。

イ 行動従事車両証明書

- (ア) 料金所通行の際には、当該車両に乗車している者が、別紙第 2 に定める行動従事車両証明書（以下「証明書」という。）を各料金所の料金所係員に提出し、確認を受けた後通行する。ただし、特別な理由により、この措置が採れない場合には、料金所において料金所係員に当該車両に乗車する者の身分証明書を提示し、行動従事車両であることを告げるものとする。
- (イ) (ア) のただし書に規定する方法で通行した場合は、当該車両に係る証明書の発行者は、事後速やかに、当該通行に係る所要の事項を記入した証明書を発行し、当該料金所宛てに送付するものとする。
- (ロ) 証明書の発行者は、陸上自衛隊車両の運行等に関する達（陸上自衛隊達第 98—5 号（40. 5. 20））第 6 条に規定する運行命令権者たる中隊長等とする。
- (エ) 証明書の発行者は、証明書を使用して第 3 項に規定する適用道路を通行した場合には、それぞれ別様に年度ごと別紙第 3 に定める「行動従事車両証明書発行状況表」に証明書発行状況等を記録するものとする。

(2) 次の表の会社欄に掲げる会社の管理する有料道路の通行に当たっては、それぞれ右欄に掲げる協定によるほか、この通達に定めるところによる。

なお、前項第7号及び第8号に掲げる者が管理する有料道路の通行に当たっては、次の表アの項に掲げる協定を準用するほか、この通達に定めるところによる。

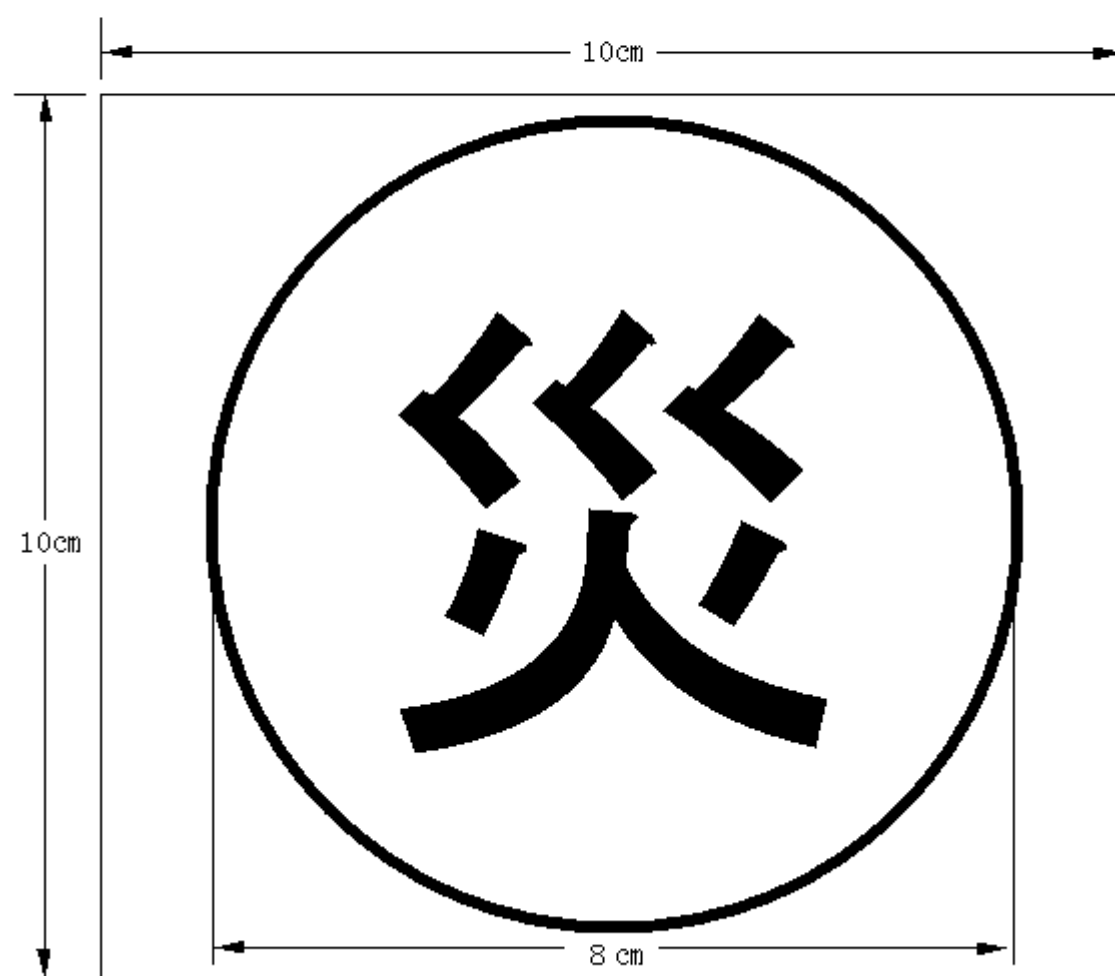
区 分	会 社	協 定
ア	東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社	防防運第4343号（令和3年3月22日）「行動従事車両の高速道路の利用に関する協定について（通知）」
イ	首都高速道路株式会社	防防運第4344号（令和3年3月22日）「行動従事車両の高速道路の利用に関する協定について（通知）」
ウ	阪神高速道路株式会社	防防運第4345号（令和3年3月22日）「行動従事車両の高速道路の利用に関する協定について（通知）」
エ	本州四国連絡高速道路株式会社	防防運第4346号（令和3年3月22日）「行動従事車両の高速道路の利用に関する協定について（通知）」

5 報告

陸上総隊司令官、各方面総監、各部隊長及び各機関の長は、各年度の証明書の発行状況等を記録した行動従事車両証明書発行状況表を、隷下部隊分取りまとめ次年度の4月末日までに陸上幕僚長に報告するものとする。

添付書類：防防運第4347号（令和3年3月22日）「行動従事車両の高速道路の利用について（通知）」

車 両 標 識



注：白地に赤字、赤枠

10cm

行動従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	年 月 日
通行道路名及び 通行区間	道路名 _____ _____ _____ I C から _____ I C まで
乗車責任者の 職名・氏名	職名 _____ 氏名 _____
自動車登録番号 又は車両番号	
用務	
上記利用は、「料金を徴収しない車両を定める告示」第3号又は第4号に該当する用務の利用であることを証明する。 年 月 日 発行者 職名 _____ 氏名 _____ 印	
注意事項) 1. 本証明書は、車両1台の通行1回につき1枚を使用する。 2. 本証明書の有効期間は、発行日から1ヶ月間とする。 3. 料金精算機を設置している料金所等については、料金所係員の指示に従い通行すること 4. ETCレーン及びスマートICを本証明書で通行することはできない	

14cm

【注】発行番号は一連番号とする。

行動従事車両証明書発行状況表

高速株式会社等名

発行者

[illegible]

寸法：日本産業規格 A 4

防防運第4347号
令和3年3月22日

陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長
海上幕僚監部防衛部運用支援課長
航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長 殿
統合幕僚監部総務部総務課長

防衛政策局運用政策課長
(公印省略)

行動従事車両の高速道路の利用について（通知）

標記について、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社並びに本州四国連絡高速道路株式会社（以下「各高速道路会社」という。）の管理する高速道路の通行に際しては、別添のとおり取り扱うこととされたので、その旨部隊等に周知されたい。

また、別添に係る部隊等への周知に併せ、下記の措置を講じられたく通知する。

記

1 行動従事車両証明書の適正な使用の周知徹底

部隊等に対し、行動従事車両証明書（以下「証明書」という。）が不正に使用されることのないよう通行方法の手続等について周知徹底を図ること。

2 証明書発行状況表の提出

部隊等において、証明書発行状況表が作成されるよう所要の措置を講ずるとともに、年度の終了後、速やかに、これを取りまとめ、統合幕僚監部参事官宛て提出すること。

関連文書：1 防防運第10043号（令和2年6月30日）

2 国道高第96号（令和2年7月2日）

添付書類：1 防防運第4343号（令和3年3月22日）

2 防防運第4344号（令和3年3月22日）

3 防防運第4345号（令和3年3月22日）

4 防防運第4346号（令和3年3月22日）

写送付先：統合幕僚監部首席後方補給官